

大阪府立高等学校の授業料の納付期限の変更に関する要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪府立学校の授業料等に関する規則（昭和四十年教委規則第二号、以下「規則」という。）第二条第四項に基づき、大阪府立高等学校の全日制の課程及び定時制の課程における授業料の納付期限の変更に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において「納付期限」とは、規則第二条第三項に規定する期別の授業料の納付期限をいう。

- 2 この要綱において「就学支援金」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）に基づく高等学校等就学支援金をいう。
- 3 この要綱において「府の授業料支援金制度」とは、大阪府国公立高等学校等授業料支援金支給規則（令和五年教委規則第五号）に基づく大阪府国公立高等学校等授業料支援金をいう。

(変更後の納付期限)

第三条 規則第二条第四項に規定する「教育長が適当と認めるとき」とは、次の各号に掲げるものをいい、その場合の各期の納付期限は当該各号の表のとおりとする。ただし、同表に規定する納付期限が日曜日又は銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第五条第一項各号に掲げる日のいずれか（以下「日曜日等」という。）に該当する場合は、同表の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納付期限とする。

一 新入生で4月の就学支援金受給資格認定申請をしない者

期別		第一期	第二期	第三期	第四期
		(4～6月分)	(7～9月分)	(10～12月分)	(1～3月分)
納付期限		6月20日	第三号又は第四号に規定のとおり (就学支援金の7月申請又は届出状況による)		
納付額	全日制の課程	29,700円	29,700円	29,700円	29,700円
	定時制の課程	8,100円	8,100円	8,100円	8,100円

二 新入生で4月の就学支援金受給資格認定申請の審査結果が不認定の者

期別		第一期	第二期	第三期	第四期
		(4～6月分)	(7～9月分)	(10～12月分)	(1～3月分)
納付期限		7月20日	第三号又は第四号に規定のとおり (就学支援金の7月申請又は届出状況による)		
納付額	全日制の課程	29,700円	29,700円	29,700円	29,700円
	定時制の課程	8,100円	8,100円	8,100円	8,100円

三 就学支援金の7月の受給資格認定申請（又は収入状況届出）をしない者

期別		第二期	第三期	第四期
		(7～9月分)	(10～12月分)	(1～3月分)
納付期限		9月20日	10月20日	1月20日
納付額	全日制の課程	29,700円	29,700円	29,700円
	定時制の課程	8,100円	8,100円	8,100円

四 就学支援金の7月の受給資格認定申請の審査結果が不認定の者、収入状況届による所得確認の結果、受給資格が消滅する者、又は収入状況届において不備があり、期日までにその補正を行わなかったため、就学支援金の支払が差止となる者（いずれも令和6年度の第2学年以下の生徒に限る。）

期別		第二期	第三期	第四期
		(7～9月分)	(10～12月分)	(1～3月分)
納付期限		11月20日	11月20日	1月20日
納付額	全日制の課程	29,700円	29,700円	29,700円
	定時制の課程	8,100円	8,100円	8,100円

五 就学支援金の7月の受給資格認定申請の審査結果が所得超過以外の理由で不認定の者、又は就学支援金の7月の収入状況届において不備があり、期日までにその補正を行わなかったため、就学支援金の支払が差止となる者（いずれも令和6年度の第3学年以上の生徒に限る。）。

期別		第二期	第三期	第四期
		(7～9月分)	(10～12月分)	(1～3月分)
納付期限		11月20日	11月20日	1月20日
納付額	全日制の課程	29,700円	29,700円	29,700円
	定時制の課程	8,100円	8,100円	8,100円

六 就学支援金制度で所得超過により不認定（又は資格消滅）となった後、府の授業料支援金制度（以下「府の制度」という。）に申請しない者、若しくは府の制度への申請に不備があり、期日までにその補正を行わなかった者、又は府の制度に申請したが不認定となった者（いずれも令和6年度の第3学年以上の生徒に限る。）

期別		第一期	第二期	第三期	第四期
		(4～6月分)	(7～9月分)	(10～12月分)	(1～3月分)
納付期限		2月20日	2月20日	2月20日	2月20日
納付額	全日制の課程	29,700円	29,700円	29,700円	29,700円
	定時制の課程	8,100円	8,100円	8,100円	8,100円

（その他）

第四条 この要綱に定めるもののほか、授業料の納付期限の変更に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和三年六月二十九日から施行し、令和三年度の事業から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和六年五月二十二日から施行し、令和六年度の事業から適用する。